

# 分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会

No.100 2014.8.8

発行責任者 松本 幸一

編集責任者 教 宣 部

8月7日、大阪府労働委員会は、J R 東海労大阪仕業検査車両所分会が東海労本部と新幹線関西地本と共に不当労働行為の救済を求めている事件に対し命令を交付しました。

## 団体交渉に応じなかったことは 不当労働行為と認定!

この事件は、会社が平成24年1月から同年2月までの間に関西支社管内の駅、運輸所及び車両所でJ R 東海労に便宜供与している組合掲示板から計9点の組合掲示物を撤去したこと、同掲示物撤去に関する苦情処理会議及び団体交渉が開催されなかった事が会社による不当労働行為であるとして救済を求めているものです。

東海労本部が苦情処理会議の「非公開」について団体交渉を開催し協議することを申し入れたことにJ R 東海会社が応じなかったことは不当労働行為として認められたものの、その他の主張は認められませんでした。

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会は、今後も会社による不当な組合活動への介入行為を許さず勝利に向けて最後まで闘うことを表明します。

J R 東海会社は、大阪府労働委員会の命令である以下の謝罪文を速やかに手交せよ!

### 主 文

1 被申立人は、申立人ジェイアール東海労働組合に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

### 記

年 月 日

ジェイアール東海労働組合

中央執行委員長 淵上 利和 様

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役 拓植 康英

当社が、貴組合が平成24年2月17日付けで申し入れた団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

2 申立人らのその他の申立てをいずれも棄却する。